

令和5年6月6日開会

令和5年第2回木曾岬町議会定例会

行政報告

町長

皆様、おはようございます。

本日、令和5年第2回木曾岬町議会定例会を招集しましたところ、議員の皆様には、早朝からご参集賜りまして、誠にありがとうございます。

今期定例会に上程いただきます議案は、各会計の補正予算案、条例の改正案など、いずれも重要な案件でございます。

何卒、十分にご審議を、お願いいたします。

それでは早速ですが、議長の許可をいただきましたので行政報告をいたします。

初めに、「新型コロナウイルス感染症について」でございます。

3年以上もの間、猛威を振るった「新型コロナウイルス感染症」につきましては、年明けの第8波以降、徐々に落ち着き始め、3月13日からはマスクの着脱については個人の判断に委ねられることとなりました。

さらに5月8日からは感染症法上の位置づけが、季節性インフルエンザなどと同等の「5類感染症」に変更となったことから、政府新型コロナウイルス感染症対策本部は廃止されることとなりました。三重県においては法律上の対策本部は廃止したものの、法に基づかない県独自の「三重県新型コロナウイルス感染症対策本部」を維持していることから、町においても三重県に倣い、町独自の対策本部は維持している状況でございますが、イベントの開催など様々な場面でコロナ禍前の状況に戻りつつあり、このまま収束に向かってほしいと願うばかりでございます。

また、ワクチン接種につきましては、3月末をもって終了する予定でございましたが、国においてさらに1年間延長

することとなりましたので、町内医療機関のご協力の下、引き続き住民の皆様の接種機会の確保に努めているところでございます。

新型コロナウイルス感染症というかつて経験したことのない様な事態が3年以上にわたって拡大を繰り返し、不安とご不自由な毎日が続き、皆さん方には、大変ご苦勞なさっておられる中、感染防止対策やワクチン接種等、ご理解やご協力を賜わり、感謝申し上げます。

お陰様とようやく落ち着きつつあり、社会も暮らしも明るさや活気が徐々に戻ってきました。

当町に於きましても、各団体が自治会活動と町のイベント・行事等、お互いが力を合わせ、其々の活動が活発に展開され、活気のある明るく元気な町に、今年こそはしていきたいと思えます。其々の活動に於いて、ぜひ、皆さんと一緒に楽しんでいただける様に頑張っていきたいと思えます。何卒、ご協力のほど、よろしくお願い致します。

次に、福祉分野と危機管理分野で、それぞれ連携協定を締

結しておりますので、そのことについて、ご紹介させていただきます。

まず、福祉分野においては、去る3月16日に中北薬品株式会社様と地域包括ケアの推進にかかる連携協定を、また、3月24日には明治安田生命保険相互会社様と健康増進に関する連携協定をそれぞれ締結いたしました。

中北薬品株式会社様との連携協定につきましては、高齢者・子育て支援、健康づくり、食育活動、感染予防、災害時における生活物資の供給等に関して幅広く包括的に連携することを目的に締結したものでございまして、締結直後の3月19日に開催されました「伸びゆく木曾岬町のふれあい広場」においては、感染症対策にも有効な「手洗い講座」を開催していただいたところでございます。今後も様々な場面でご協力いただけることと期待しているところでございます。

また、明治安田生命保険相互会社様との連携協定につきましては、相互連携と協働による活動を推進し、地域のニーズに迅速かつ適切に対応し、町民の健康増進や住民サービ

スの向上を図ることを目的に締結したもので、今のところ具体的な取り組みは始まっておりませんが、今後の健康増進に関するニーズの発掘など大きく期待の持てる協定であると考えているところでございます。

一方、危機管理分野におきましては、去る3月16日、日産自動車株式会社様および、三重日産自動車株式会社様と「電気自動車を活用した脱炭素化及び災害に強いまちづくりに関する連携協定」を締結いたしました。

これは、災害時に停電が発生した際、町が指定する避難所等に電気自動車が無償で貸与していただき、電気自動車からの給電により非常用電源として活用することを目的とするもので、本協定締結を機に、電気自動車を活用した環境に優しく災害に強い持続可能なまちづくりを推進するとともに、美しい自然環境を未来に残すために、電気自動車の普及を通して、地域課題の解決、脱炭素社会の実現に向けて、さらなる連携強化に取り組んでいきたいと考えているところでございます。

最後に、「マイナンバーカードについて」であります。

マイナンバーカードは平成28年1月から交付が開始され、令和5年4月末時点での交付枚数率は、全国で69.8パーセント、本町では72.9パーセントとおおよそ7割の方がマイナンバーカードを取得している状況でございます。

マイナンバーカードは、個人番号を証明する書類や本人確認の際の公的な本人確認書類として利用でき、また、各種行政サービスを受けることができるICカードでございますが、マイナンバーカードを活用した行政サービスで、トラブルが相次いで報告されております。

コンビニ交付サービスでは、システム上の問題により、別人の証明書等が発行される事象が一部の自治体で確認され、当該システムを利用する自治体では、一斉点検を実施しているところでございます。本町においても、先日の6月4日にシステムを一日間停止させ、実証機点検をしたところであり、この結果につきましては、問題なく稼働することが確認されているところであります。

また、マイナ保険証や公金受取口座で他人の情報が紐づ

けされているなど、事務的なミスや確認不足によるものもあり、現在、正しく情報が登録されているか点検が進められているところでございます。

マイナンバーカードと健康保険証の一体化や、マイナンバーの利用範囲の拡大などを盛り込んだ関連する法律の改正法が今国会で成立し、健康保険証は来年秋に廃止されマイナンバーカードと一体化されることとなります。また、利用範囲拡大では自動車に関わる登録、国家資格の更新等がオンラインでの申請が可能になり、マイナンバーカードの利用の促進が一層図られることとなります。

このことから、新たに提供されるサービスやトラブル事案などに関して、町民の皆さまへ十分に情報をお伝えできるよう万全を期してまいりますので何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上のことを申し上げまして、行政報告と致します。